八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン

第１．趣旨

このガイドラインは、ネーミングライツを付与することを通じて、市の新たな財源を確保し、愛称が命名された施設等の安定的な運営に資するとともに、施設等の魅力の更なる向上及び地域の活性化を図るために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２．用語の定義

（１）ネーミングライツ　市が所有する施設（以下「施設」という。）及び市が実施する事業に対する愛称の命名権をいう。

（２）ネーミングライツ事業　市と事業者の契約により、事業者にネーミングライツを付与し、市はネーミングライツ付与の対価として、金銭、施設で利用可能な物品の納入、役務の提供等（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

（３）ネーミングライツパートナー　前号の権利を取得した法人、法人以外の団体等をいう。

（４）愛称　ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。

第３．基本原則

（１）ネーミングライツ事業は、施設の設置目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないよう実施しなければならない。

（２）ネーミングライツ料は、原則として、施設等の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。ただし、施設等の性質に鑑み、市が必要と認めるときは、別の事業等に充てることもできるものとする。

（３）市は、ネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）をネーミングライツパートナーと締結している期間は、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、必要に応じて条例等に規定されている名称を使用することができるものとする。

（４）条例等に規定している施設等の名称については、変更しないものとする。

第４．対象施設等

（１）ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、市が所有する施設及び市が実施する事業とする。なお、公募決定等、名称の設定に特段の経緯があるものについては、その経緯に十分配慮するものとし、また、施設等の性格上、導入することがふさわしくない施設等は対象外とする。

（２）指定管理者制度の導入施設（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が管理を行っている施設をいう。以下同じ。）にあっては、当該施設を対象施設とすることについて、市が指定管理者に対して事前周知をするものとする。

第５．ネーミングライツ事業の種類

（１）特定募集型　市が選定した施設等について事業者を募集するもの

（２）提案募集型　施設等について事業者から提案を募集するもの

第５－２．提案及び審査

（１）事業者は、第５（２）の提案をしようとするときは、八潮市ネーミングライツ事業対象施設等提案書(様式第１号)を市長に提出するものとする。

（２）市は、事業者から提案を受けたときは、必要に応じ、第１３に規定するネーミングライツパートナー審査委員会の審査に付するものとする。

（３）提案の採否について、八潮市ネーミングライツ事業施設等提案審査結果通知書(様式第２号)により提案者に通知するものとする。

（４）（３）の規定による提案の採用決定は、第１４及び第１５に規定する契約の相手方の決定及び契約の締結を保証しないものとする。

第６．ネーミングライツパートナーの要件

ネーミングライツパートナーとなることができる事業者は、次のいずれにも該当しないものとする。

ア　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ　市から指名停止措置を受けているもの

ウ　市税、国税、県税その他の租税を滞納しているもの又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの

エ　民事再生法(平成１１年法律第２２５号)第２１条の規定による再生手続をしているもの又は会社更生法(平成１４年法律第１５４号)第１７条の規定による更生手続をしているもの

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第２項に規定する風俗営業者及びこれに類する業を営んでいるもの

カ　貸金業法(昭和５８年法律第３２号)第２条第２項に規定する貸金業者(銀行法(昭和５６年法律第５９号)第２条第１項に規定するものを除く。)

キ　政治性又は宗教性のある事業を行うもの

ク　暴力団(八潮市暴力団排除条例(平成２５年条例第８号)第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)が、その経営に実質的に関与している事業者等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者等及び暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者等

ケ　指定管理者制度の導入施設にあっては、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの

コ　その他市長が適当でないと認めるもの

第７．愛称の要件

愛称は、施設等にふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、次のいずれにも該当するものとする。

ア　日本語又は英語(アルファベット)により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。

イ　第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの

ウ　市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの

第８．愛称の表示

施設等の愛称の表示に係る看板表示等の設置に際しては、八潮市屋外広告物条例（平成１９年条例第３号）第３条の２に定める規定を遵守することとする。

第９．愛称変更の禁止

愛称は、市長が特に必要と認める場合を除き、第１０に規定するネーミングライツの付与期間内は、変更することができない。

第１０．愛称を付与する期間

（１）施設の場合は、原則３年以上とし、１０年を上限とする。契約期間満了後は、改めて公募を実施する。なお、契約期間の最終日は、原則として年度の末日とする。

（２）事業の場合は、年度ごとの契約とし、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。

第１１．募集

ネーミングライツパートナーを募集するときは、施設等ごとに必要な事項について定めた募集要項に基づき、市ホームページ等への掲載等により広く募集するものとする。

第１２．応募

ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、八潮市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第３号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

ア　八潮市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第４号）

イ　応募者の概要を記載した書類

ウ　定款、寄附行為その他これらに類する書類

エ　法人の登記事項証明書

オ　最新年度の事業計画書

カ　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

キ　直近１年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）

ク　その他市長が必要と認めるもの

第１３．審査委員会

（１）第５に基づく、ネーミングライツパートナーとなる候補者としての適否及び事業者から提案があった場合の採否を審査するため、ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（２）委員会は、副市長、企画財政部長、企画財政部理事、総務部長、施設等所管部長、及びその他市長が必要と認める者を委員とすることができる。

（３）委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

（４）委員長は、会務を総括する。

（５）委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（６）委員会の庶務は、企画経営課において処理する。

第１４．事業採用等の決定

（１）市長は、委員会の審査結果を尊重し、優先交渉権者及び次点以降の交渉権者を決定するものとする。

（２）市長は、（１）の規定による決定をしたときは、応募者に対し八潮市ネーミングライツ事業優先交渉権者(第　次交渉権者)決定通知書(様式第５号)により通知するものとする。

（３）市長は、（１）の規定により決定した優先交渉権者と契約内容についての協議を行うものとする。

（４）市長は、（３）の協議により契約の相手方として適当か否かを決定したときは、交渉権者に対し、八潮市ネーミングライツ事業採用(不採用)決定通知書(様式第６号)により通知するものとする。

（５）市長は、（３）の協議の結果、優先交渉権者を契約の相手方として不適当と決定したときは、次点交渉権者と協議を行うことができる。

（６）次点以降の交渉権者との協議及び契約の相手方の決定に係る手続については、（３）から（５）の規定を準用する。

第１５．契約の締結・公表

（１）優先交渉権者と契約の内容について協議し、合意に至った後、市と優先交渉権者との間で契約を締結する。

（２）年度途中に契約を行った場合において、初年度及び契約最終年度のネー

ミングライツ料は、年間契約金額を月割りした金額とする。

（３）契約締結後、速やかに当該民間事業者の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により広く公表する。

第１６．費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとする。

区　分	費用負担の主体	
	市	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更(施設の案内看板等)及び新設した看板等の維持管理		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の印刷物やＨＰの表示変更	○	

※指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、上記費用負担は、指定管理に係る管理経費又は事業実施に当たり必要な経費として認めないこととする。

第１７．ネーミングライツ料の納入及び返納

（１）金銭で支払うネーミングライツ料は、年度ごとに当該年度分を一括で納入するものとし、納入通知書により、市長が指定する期日までに納入するものとする。ただし、市がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

（２）既納のネーミングライツ料は、返納しないものとする。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により、契約を解除したときは、この限りではない。

第１８．契約の解除

（１）次のいずれかに該当する場合、市は契約を解除することができるものとする。

ア　指定した期日までにネーミングライツ料の納入又は役務の提供がないとき。

イ　ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めるとき。

ウ　ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（２）（１）の規定によりネーミングライツ事業の採用を取り消したときは、八潮市ネーミングライツ事業採用取消通知書(様式第７号)により事業者に通知するものとする。

（３）（１）の規定によりネーミングライツ事業の採用を取り消したとき、既に納入され、又は提供等されたネーミングライツ料については、第１７（２）の規定により返納しない。

第１９．契約の変更

市及びネーミングライツパートナーは、災害その他のやむを得ない事由により、契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

第２０．秘密の保持

市は、応募及び提案に関する内容については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

第２１．委任

このガイドラインに定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

このガイドラインは、令和８年１０月２６日から施行する。

様式第１号（第５－２関係）

年　　月　　日

八潮市長

所 在 地：

団 体 名：

代表者名：

八潮市ネーミングライツ事業対象施設等提案書

以下のとおり、八潮市ネーミングライツ事業の対象施設等を提案します。

希望する施設名（事業名）			
希望契約金額等		金銭	円（年額/税込）
		物品の納入、役務の提供等	
希望契約期間			
提案理由			
その他			
担当者	所属部署		
	氏名		
連絡先	電話番号		
	メール		

※提案の採否については、本市の審査を経て決定し、上記担当者へ通知します。

※本書は対象施設等の提案を受けるものであり、ネーミングライツパートナーの決定を保証するものではありません。

様式第２号（第５－２関係）

第　　号

年　　月　　日

様

八潮市長

八潮市ネーミングライツ事業施設等提案審査結果通知書

年　　月　　日付けで提出いただきましたネーミングライツ事業の提案について、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第５－２の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	採　用	不採用
決定の理由 （不採用の場合のみ記載）		
対象施設名（事業名）		
その他		

※本書は対象施設等の提案の採否を通知するものであり、ネーミングライツパートナーを決定するものではありません。

様式第３号（第１２関係）

年　　月　　日

八潮市長

所 在 地：

団 体 名：

代表者名：

八潮市ネーミングライツ事業応募申請書

八潮市ネーミングライツ事業に応募したいので、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第１２に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

希望する施設名 （事業名）		
フリガナ		
愛　　称		
愛称の理由		
ネーミングライツ料	金銭	円（年額/税込）
	物品の納入、 役務の提供等	
ネーミングライツ 付与期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで	
応募の動機、 付帯提案等		

様式第４号（第１２関係）

年　　月　　日

八潮市長

所 在 地：

団 体 名：

代表者名：

八潮市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書

八潮市ネーミングライツ事業の応募申請にあたり、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第６の応募資格を満たしていることを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、八潮市が行う一切の措置について異議申立ては行いません。

希望する施設名 （事業名）	
フリガナ 愛　称	

様式第５号（第１４関係）

第　　号

年　　月　　日

様

八潮市長

八潮市ネーミングライツ事業優先交渉権者（第　次交渉権者）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったネーミングライツ事業応募申請について、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第１４の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

対象施設名 （事業名）	
愛称名	
審査結果	□ 優先交渉権者とする
	□ 第　次交渉権者とする
	□ 候補者としない
備　考	

※本書は、ネーミングライツ事業応募申請に対する審査結果及び契約の相手方の交渉権者を通知するものであり、ネーミングライツパートナーを決定するものではありません。

様式第６号（第１４関係）

第　　号

年　　月　　日

様

八潮市長

八潮市ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったネーミングライツ事業応募申請について、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第１４の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	採　用　　不採用	
理　由 （不採用の場合のみ）		
対象施設名 （事業名）		
愛　称		
ネーミングライツ料	金銭	円（年額/税込）
	物品の納入、 役務の提供等	
ネーミングライツ 付与期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで	

様式第７号（第１８関係）

第　　号

年　　月　　日

様

八潮市長

八潮市ネーミングライツ事業採用取消通知書

年　　月　　日付け八潮企第　号で採用の決定をしたネーミングライツ事業については、次の理由により採用を取り消しましたので、通知します。

また、当該採用取消しによる契約解除に伴う現状回復に必要な費用は、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第１６の規定により、ネーミングライツパートナーの負担とします。

なお、既に納入されましたネーミングライツ料については、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン第１７（２）の規定により、返納しません。

対象施設名 （事業名）	
取消年月日	年　　月　　日
取消理由	
備　考	

ネーミングライツ導入手続きフロー

